

「補強土壁の点検支援に関する技術」の技術公募

公募要領

1. 公募の目的

2017年に「道路土工構造物点検要領」が制定され、盛土では高さ10m以上ののり面が特定土工点検の対象となった。構成施設に補強土壁が含まれている盛土も高さ10m以上となる場合には、特定土工点検を行うことが示されている。

特定土工点検は近接目視により行われることが基本とされているが、補強土壁の中には、その規模や周辺環境などにより近接目視による点検が難しい条件のものもある。このため、これらの条件において、近接目視と比較して合理化が可能となる補強土壁の点検支援技術が望まれている。また、「健全性の診断」やその結果（「Ⅱ経過観察段階」）のために、必要に応じて補強土壁の構造的な特徴を踏まえた点検方法や調査方法、経過観察の方法が求められることがある。それらは、補強土壁の主要部材である補強材が盛土内に敷設されていること、コンクリートパネルや鋼製枠の壁面材などにより壁面が構成されていることなどの補強土壁の構造的な特徴を踏まえたものである必要がある。

本技術公募は、今後、特定土工点検における補強土壁の合理的な点検を支援するために、当該技術について統一的に各技術の性能比較・評価を行うものであり、点検対象に見合った技術を適切に選択することができるよう必要な情報を技術比較表として取りまとめることを目的としたものである。さらには、これにより点検、診断、措置をより適切に実施するにあたり、技術比較表が一助となることを目指すものである。

なお、本技術公募の結果は、国土交通省が作成する技術比較表の形で新技術情報提供システム（以下、「NETIS」という。）において公表されることを前提としている。

本公募は、公共工事等における新技術活用システムの活用方式「テーマ設定型（技術公募）※」により、「補強土壁の点検支援に関する技術」を募集するものである。

※「テーマ設定型（技術公募）」：直轄工事等における現場ニーズ・行政ニーズ等により、求める技術募集テーマ等を設定し、評価指標、要求水準、及び試験法等（「リクワイヤメント等」）を明確にした上で、技術を開発した民間事業者等（「技術開発者」）から技術を募集し、同一条件下の現場実証等を経て、個々の技術の特徴を明確にした資料（「技術比較表」）を作成し、工事等の発注に当たって発注者又は施工者等が技術比較表の中から新技術を選定することにより活用を促進する取組み。

2. 公募技術

(1) 対象技術

「補強土壁の点検支援に関する技術」

ここでの点検は、特定土工点検を想定している。よって、公募対象となる技術は、補強土壁の構造的な特徴や規模・形状、周辺環境等により特定土工点検の基本となる近接目視では非効率な場合の代替技術や、「健全性の診断」のために必要に応じて検討される補強土壁の構造的な特徴を踏まえた非破壊検査技術や経過観察の技術である。

(2) 応募技術の条件等

この公募は「公共工事等における新技術活用システム」実施要領に基づき実施するものである。応募技術に関しては、以下の条件を満たすものとする。

- 1) 応募資料提出時点において、ア)～エ)のいずれかの技術であること。
 - ア) NETIS 登録技術であること。
 - イ) NETIS 登録申請中の技術であること。
 - ウ) 今後、NETIS 登録申請予定の技術であること。
 - エ) NETIS 掲載期間終了技術（過去に NETIS に登録されていたが、掲載期限を迎えた等のため掲載を終了している技術）であること。
- 2) 審査・選定の過程において、審査・選定に係わる者（国土交通省中国地方整備局新技術活用評価委員会（以下、「評価委員会」という。）、同事務局、並びに本テーマ技術の取りまとめ業務の委託を受けた一般財団法人土木研究センター内に設置した当該WG、同事務局等）に対して、応募技術の内容を開示しても問題がないこと。
- 3) 応募技術を公共事業等に活用する上で、関係する法令に適合していること。
- 4) 選定された応募技術について技術内容及び試験結果等を公表するので、これに対して問題が生じないこと。
- 5) 応募技術に係わる特許権等の権利について問題が生じないこと。
- 6) 3. 応募資格等を満足すること。

3. 応募資格等

(1) 応募者

応募者は技術開発者^{※1}とする。なお、共同開発者^{※2}がいる場合は、応募に際して共同開発者の同意を得ていること。

※1「技術開発者」とは、技術を開発した民間事業者等又は技術行使権原を有する者（当該技術についてそれを行行使することができる正当な権原を有する事業者等）をいう。なお、海外の民間事業者が開発した技術にあつては、日本国内に営業所が所在する技術行使権原を有する者とする。また行政機関^{※3}、特殊法人（株式会社を除く）、公益法人及び大学法人等（以下「行政機関等」という。）については、新技術を率先して開発、活用又は普及する立場にあり、選定された技術を各地方整備局等の業務で活用を図る場合の実施者（受注者）になり難いことから、自ら応募者とはなれないが、「共同開発者」として応募することができるものとする。

※2 申請する共同開発者は、応募技術の開発に関して参画した「個人」や「民間企業」、「行政機関等」とする。

※3「行政機関」とは、国及び地方公共団体とそれらに付属する研究機関等の全ての機関を指す。

(2) その他

予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。また、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4. 応募方法

(1) 資料の作成及び提出

応募資料は、別添資料－1：応募資料作成要領に基づき作成し、E-mail にて提出すること（郵送、持参も可）。なお、E-mail で提出した場合、押印した書類（様式 1）については後日速やかに郵送または持参にて提出すること（締切日以降で可）。また、技術の選定後、応募資料の紙媒体等での提出を求めることがあるので、予めご了承願いたい。

※E-mail の容量は 10MB 以内とし、10MB を超過する場合には分けて提出すること

(2) 提出先

【E-mail アドレス】 netis-hokyodo@pwrc.or.jp

【郵送、持参の場合】

〒300-2624 茨城県つくば市西沢 2-2

一般財団法人土木研究センター 技術研究所 土工構造物研究部

テーマ設定型（技術公募）担当 宛

5. 公募期間

令和6年12月23日（月）～令和7年1月31日（金）

（E-mailの場合は、締め切り当日中の送信までを、郵送の場合は、締切日当日の消印を有効とし、持参の場合は、土・日・休日を除く平日の9:30～17:00とする。）

6. ヒアリング等

提出された応募資料を確認後、ヒアリング等の実施を予定している。

ヒアリングでは、応募資料で不明な点を確認するとともに、技術比較を行う上で不足の情報や情報項目を追加で提供依頼する場合もあり得るので、予めご了承願いたい。

なお、ヒアリング等の実施時期、方法及び内容等については、各応募者に対して別途通知する。

7. 技術の選定に関する事項

(1) 選定にあたっての前提条件

- 1) 公募技術、応募資格の条件等に適合していること。
- 2) 応募方法、応募書類及び記入方法に不備がないこと。

なお、本公募への応募と NETIS への登録申請を同時に行う場合、応募により受付登録後の NETIS 登録を保証するものではない。

8. 応募結果の通知・公表について

(1) 選定結果

応募者に対して選定されたか否かについて文書で通知する。

申請する共同開発者には選定結果の通知は行わない。

選定された技術は、NETIS (<http://www.netis.mlit.go.jp/>) 上で公表する。

(2) 現場実証

リクワイヤメント①は現場実証を行う予定である。同一の試験フィールドでの現場実証を予定しているが、計測対象とする補強土壁の種類や条件により、複数の試験フィールドが必要となった場合、一部については現場実証の時期を変更するか、もしくは見送る場合がある。その際、技術比較表は、現場実証の結果のあるものと応募者からの申請データのみものを分けて作成する。

リクワイヤメント②は、応募者が提出する技術資料等の精査（計測原理の妥当性、技術資料の根拠となった応募者による試験等の確認など）をもって現場実証に換える予定。そのため、技術資料に記された内容の基となる試験等の条件を明確に提示すること。なお、現場実証を要する場合は、技術比較表を分けるなど、現場実証の有無を判別できるようにして公開する。

現場実証の実施の有無は学識経験者より定める評価WGにより審議する。

なお、現場実証の実施は、資材の搬入、現地作業からデータ整理・報告書の作成まで応募者が行う。

(3) 現場実証の辞退

応募者は応募技術の適用条件と現場実証の条件との相違等の理由により、現場実証の実施を辞退することができる。現場実証の辞退により選定通知を取り消すことはないが、現場実証の結果と応募者からの申請データは区別して技術比較表を作成し、現場実証の有無を判別できるようにして公開する予定である。

なお、適用条件に適合するが、自己都合により現場実証の実施を辞退する場合には、技術比較表の掲載から除外する。ただし、その原因が申請者の責によらない場合はこの限りではない。

また、現場実証後の技術比較表への掲載の辞退は認めない。

(4) 選定通知の取り消し

選定の通知を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、通知の全部または一部を取り消すことがある。

- 1) 選定の通知を受けた者が、虚偽その他不正な手段により選定されたことが判明したとき。
- 2) 選定の通知を受けた者から取り消しの申請があったとき。
- 3) その他、選定通知の取り消しが必要と認められたとき。

9. 費用負担

- (1) 応募資料及び応募技術に関する追加資料の作成、提出、ヒアリング等に要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 現場実証等を行う場合、現地までの交通費、現地作業、およびデータ整理等に関する費用は応募者の負担とする。
- (3) 一般財団法人土木研究センターに提出された応募資料の審査、国土交通省が所有する資料の収集、各技術の技術比較表の作成等に要する費用は、国土交通省の負担とする。
- (4) 本公募要領における手続きの中止や取り消しを行った場合、それまでに応募者が負担した費用について、国土交通省は負担しないものとする。

10 技術比較表の公表

- (1) 提出された資料及び現場実証の結果に基づき作成した技術比較表は、評価委員会にて承認を得た後、NETISのホームページにて公表する。
- (2) 技術比較表の公表時期は、令和7年度を予定している。ただし、現場実証を実施する場合にはこの限りではない。
- (3) 技術比較表作成後の掲載の辞退は認めない。

11. その他

- (1) 応募された資料は、技術の選定以外の目的で応募者に無断で使用することはない。
- (2) 応募された資料は返却しない。
- (3) 選定の過程において、応募者には応募技術に関する追加資料の提出を依頼する場合がある。
- (4) 募集内容に関する問い合わせに関しては以下で受け付ける。

1) 問い合わせ先及び資料提出先

〒300-2624 茨城県つくば市西沢2-2

一般財団法人土木研究センター 技術研究所 土工構造物研究部

テーマ設定型（技術公募）担当 宛

TEL : 029-864-2521、FAX : 029-864-2515

E-mail : netis-hokyodo@pwrc.or.jp

2) 期間：令和6年12月23日（月）～令和7年1月31日（金）

（土・日・休日を除く平日の9:30～17:00までとする。）

3) 受付方法：面談、電話、E-mail（様式自由。なお、添付ファイルがある場合は、10MBを超えないこと。）にて受け付ける。

(5) 本要領に定めのない事項については、「公共工事等における新技術活用システム 実施要領」によるものとする。

以上